

平成28年度随意契約情報(役務費)健康医療部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	保健医療	地域保健	難病認定グループ	・大阪府国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金大阪支部	特定医療費(指定難病)支給、特定疾患医療費援助及び先天性血液凝固因子障害等医療費援助事業に係る診療報酬等の審査支払事務手数料	20160401	20170331	93,168,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(特定医療費(指定難病)支給事業実施に伴う審査業務)が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため
2	健康総合C	健康総合C	医療審査課	社会保険診療報酬支払基金大阪支部	平成28年度障害者総合支援法に基づく自立支援(精神通院)医療にかかる診療報酬支払手数料等	20160401	20170331	62,364,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(障害者総合支援法に基づく自立支援(精神通院)医療にかかる診療報酬の審査及び支払業務)が特定の者(社会保険診療報酬支払基金大阪支部などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため
3	健康総合C	健康総合C	医療審査課	大阪府国民健康保険団体連合会	平成28年度障害者総合支援法に基づく自立支援(精神通院)医療にかかる診療報酬支払手数料等	20160401	20170331	62,226,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(障害者総合支援法に基づく自立支援(精神通院)医療にかかる診療報酬の審査及び支払業務)が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため
4	保健医療	地域保健	難病認定グループ	・大阪府国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金大阪支部	肝炎治療特別促進事業実施に伴う公費負担審査事務手数料	20160401	20170331	6,388,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(肝炎治療特別促進事業実施に伴う公費負担審査業務)が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため
5	保健医療	地域保健	母子・援護グループ	社会保険診療報酬支払基金大阪支部	大阪府母子医療給付事業実施に伴う医療費審査及び支払事務	20160401	20170331	3,102,927	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業が特定の者(社会保険診療報酬支払基金 大阪支部)でなければ実施することができないものであるため
6	健康総合C	健康総合C	医療審査課	社会保険診療報酬支払基金	平成28年度障害者総合支援法に基づく自立支援(精神通院)医療にかかる診療報酬支払手数料等	20160401	20170331	2,251,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(障害者総合支援法に基づく自立支援(精神通院)医療にかかる診療報酬支払手数料等の審査及び支払業務)が特定の者(社会保険診療報酬支払基金などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため

平成28年度随意契約情報(役務費)健康医療部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
7	健康総合C	健康総合C	医療審査課	大阪府国民健康保険団体連合会	平成28年度障害者総合支援法に基づく自立支援(精神通院)医療にかかる診療報酬支払手数料等	20160401	20170331	2,027,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(障害者総合支援法に基づく自立支援(精神通院)医療にかかる診療報酬支払手数料等の審査及び支払業務)が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため
8	保健医療	地域保健		大阪府国民健康保険団体連合会	平成28年度被爆者介護保険利用助成事業の実施に伴う公費負担の審査及び支払事務並びにこれに係る経費の支出	20160401	20170331	1,357,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会)でなければ実施することができないものであるため
9	保健医療	地域保健	母子・援護グループ	大阪府国民健康保険団体連合会	大阪府母子医療給付事業実施に伴う医療費審査及び支払事務の経費支出	20160401	20170331	1,319,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会)でなければ実施することができないものであるため
10	保健医療	地域保健	難病認定グループ	・大阪府国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金大阪支部	特定医療費(指定難病)支給、特定疾患医療費援助及び先天性血液凝固因子障害等医療費援助事業に係る診療報酬等の審査支払事務手数料	20160401	20170331	2,419,748	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(特定医療費(指定難病)支給事業実施に伴う審査業務)が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため
11	保健医療	地域保健	難病認定グループ	・大阪府国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金大阪支部	特定医療費(指定難病)支給、特定疾患医療費援助及び先天性血液凝固因子障害等医療費援助事業に係る診療報酬等の審査支払事務手数料	20160401	20170331	2,162,768	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(特定医療費(指定難病)支給事業実施に伴う審査業務)が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため
12	保健医療	地域保健	難病認定グループ	・大阪府国民健康保険団体連合会 ・社会保険診療報酬支払基金大阪支部	特定医療費(指定難病)支給、特定疾患医療費援助及び先天性血液凝固因子障害等医療費援助事業に係る診療報酬等の審査支払事務手数料	20160401	20170331	1,307,258	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(特定医療費(指定難病)支給事業実施に伴う審査業務)が特定の者(大阪府国民健康保険団体連合会などの審査機関)でなければ実施することができないものであるため
健康医療部(役務費)						H28. 4~5月	9件	234,202,927円		
						H29. 2~3月	3件	5,889,774円		
						合計	12件	240,092,701円		